

平成26年経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査のお知らせ



経済センサスキャラクター

全国すべての事業所及び企業を対象とする「経済センサス-基礎調査」と、卸売業・小売業を営む事業所を対象とする「商業統計調査」を一体的に実施します。

■調査の目的

- 「経済センサス-基礎調査」は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報を整備することを目的としています。
- 「商業統計調査」は、卸売業・小売業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等を把握し、我が国の商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

■実施機関

総務省・経済産業省・北海道・富良野市

■調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施します。

■調査の期日

平成26年7月1日現在

■調査の対象

- 「経済センサス-基礎調査」は、全国すべての事業所及び企業が対象となります。（個人経営の農林漁業等の事業所は除きます。）調査は、甲調査（民営事業所）及び乙調査（国及び地方公共団体の事業所）の2種類があります。
- 「商業統計調査」は、卸売業・小売業を営む全国すべての事業所が対象になります。（国及び地方公共団体に属する事業所は除きます。）

■調査事項

- 「経済センサス-基礎調査」
事業の種類及び業態、従業者数、事業所開設時期、経営組織、売上金額など
- 「商業統計調査」
売場面積、販売形態、営業時間、商品販売額など

■調査の方法

『調査員による調査』と『本社等一括調査』の二つの方法で行います。

- ・『調査員による調査』（甲調査のみ）※乙調査は市が行います。

支社等のない事業所及び新設された事業所を、北海道知事が任命する調査員が、6月末までに事業所の新設・廃業等の確認や調査票への記入依頼、調査票の配布を行い、7月から調査票の回収を行います。パソコンを利用した、オンラインでの回答も可能です。※事業内容により、「調査票A」または「調査票B」のいずれかの調査票を使用します。

- ・『本社等一括調査』

平成25年9月に実施した「企業構造の事前把握」で確認した結果に基づいて、支社等を有する企業または組織には、6月までに企業の本社等に調査書類が郵送され、郵送またはオンラインで回答します。※「調査票C」となります。

■調査結果の集計・公表

調査票は、国に提出されて独立行政法人統計センターで内容を審査の上、集計されます。

調査結果は、インターネット、刊行物及び閲覧により公表します。

速報集計結果：平成27年6月末日までに公表します。

確定集計結果：平成27年11月以降順次公表します。

■調査結果の利用

「経済センサス-基礎調査」

- ・地方消費税の清算及び地方消費税の市町村に交付する際の資料
(各市町村の従業者数等に基づいて行われます。)
- ・国民経済計算（GDPなど）の推計、各種行政施策立案のための基礎資料
- ・各種統計調査の母集団情報としての利用
- ・各産業の市場動向の把握、市場規模の推計等

「商業統計調査」

- ・地方交付税額算定のための基礎資料
- ・中小企業施策や流通関連施策の企画立案のための基礎等
- ・地方公共団体が地域的な産業振興施策等を企画立案するための基礎資料等

■調査へのご理解をお願いします

「統計法」に基づく基幹統計調査で、調査対象となる事業所及び企業には報告義務があります。また、調査関係者には調査により知り得た事項を他に漏らしてはならない守秘義務が定められており、これらの義務に反したときの罰則が定められています。

なお、調査票にご記入いただいた内容は、「統計法」の規定により適正に管理され、秘密の保護には万全を期しており、「統計法」に定められている利用目的以外（徴税資料など）に使用することはありません。

調査員は、顔写真入りの「調査員証(北海道知事任命)」を携帯しています。調査員であることを確認のうえ、調査票を提出していただきますようお願いいたします。

調査の詳細は、下記リンク先のホームページをご覧ください。

総務省統計局 リンク先 <http://www.stat.go.jp/>

平成 26 年経済センサス - 基礎調査 商業統計調査」キャンペーンサイト



リンク先 <http://e-census-syogyo.stat.go.jp/>